

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山ノ内町長 平澤 岳

市町村名 (市町村コード)	山ノ内町 (205613)	
地域名 (地域内農業集落名)	東部地区 (金倉、新湯田中、上条)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月17日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、果樹地帯(りんご、ぶどう、もも等)であり、近年はぶどうへの改植が盛ん。親元就農者が多く、担い手への継承が進んでいるため遊休農地も少ない。平坦な土地が多く、作業効率の良い農地が多い。  
 しかし、山際の農地、特に灌水設備、農業用水等がなく条件が悪い農地も一部ある。これらの農地は将来の担い手がいなくなる懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

条件の悪い農地については、基盤整備、改植事業、灌水設備等により先進的な農地づくりを行い担い手への集積を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	171 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	171 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
中核となる担い手農業者、認定農業者、新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3)基盤整備事業への取組方針
一部基盤整備されている農地もあるが、基盤整備を必要とする農地について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内には観光業が盛んな地区もあり、農観連携による互いの労力不足に対応した雇用等の促進により、地域をつないだ営農体制づくりを進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
経営基盤の強化を図るため、農業制度資金利子補給、農業用機械・施設整備や環境整備に必要な経済的支援とともに自然災害等に備えた共済制度活用の促進を関係機関と図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電柵を設置し、山側を鳥獣との緩衝地帯として、管理する。  
規模が大きく、個人単位では設置が難しいため、地域全体で進めていく。

③農作業の省力化のため、スマート農業を推進していく。

⑦農地や山林を荒らさないよう、山に接している農地を引き続き草刈りを行い管理していく。

⑩人口が多い地域でもあるため、景観維持を推進していきたい。